

一般社団法人 全国登録教習機関協会 理事(専務理事)候補者の公募について

一般社団法人 全国登録教習機関協会・理事(専務理事)候補者を公募しますので、お知らせいたします。

平成 28 年 6 月 日

1.公募を実施する法人

一般社団法人 全国登録教習機関協会

2.公募する者の役職及び年齢

理事(専務理事)候補者(常勤) 1 名

(応募時点で満年齢 60 歳以上 65 歳未満の者)

3.就任予定日及び任期

平成 28 年 8 月 26 日から平成 29 年 8 月の定時総会までの間

なお、就任した者の職務の遂行状況に応じて、引き続き任期を更新することがあります。

4.職務内容

職務内容の詳細、待遇等については、職務内容書をご覧ください。

5.選考の視点

別紙の「理事(専務理事)候補者・職務内容書」において求める資格、経験等を踏まえ、公募ポストの役職者としての適性を有しているかどうかを総合的に判断して選考し、決定致します。

6.選考の方法

(1)一次選考(書類審査)

応募された方の 応募書類を審査し、平成 28 年 7 月 20 日(水)までにその合否結果を応募者全員に通知致します。

(2)二次選考(面接審査)

一次選考合格者に対し、選考委員による面接を平成 28 年 7 月下旬までに行う予定ですが、その詳細については一次選考合格者に対し個別に連絡致します。

なお、二次選考の結果については、二次選考の終了後その合否について二次選考を受けた方全員に通知致します。

7.応募方法

(1)公募期間

平成 28 年 6 月 6 日(月)から平成 28 年 7 月 5 日(火)までとします。

(2)応募の資格、経験等

別紙の「理事(専務理事)候補者・職務内容書」をご覧ください。

(3)応募書類(※応募された書類は、一切返却致しません。)

イ.履歴書(市販の履歴書用紙で可。)

- ・欄外(左上部)に応募役職名を(理事(専務理事)候補者の応募)と朱書のこと。
- ・最近 3 カ月以内の顔写真(3 cm×4 cm)を貼付すること。
- ・学歴欄は、義務教育修了以降から年代順に記入のこと。
- ・職歴欄は、企業(又は法人)名、所属部課名、役職、役付組織の規模、職務内容、職責等を記入のこと。

ロ.自己アピール文書

- ・A4 の用紙で 1200 字以内に、次に示す事項を中心に簡潔に作成のこと。
 - イ)ご自身の知識、能力、経験、実績等を踏まえ、応募した動機、理由等
 - ロ)応募したポストや職務に対する抱負等
 - ハ)応募した職務内容に対する適任性、優位性等

8.応募書類の送付先

〒108-0014

東京都港区芝 5-27-14 小川ビル 6F

一般社団法人 全国登録教習機関協会

- ・応募の書類は、日本語で作成してください。
- ・応募の書類は、一つの封筒に入れて、必ず一般書留により、公募期間の最終日(必着)までに郵送してください。また、応募の封筒には(応募書類在中)と朱書してください。なお、Eメールによる応募は受け付けません。

9.応募に関する問合せ

一般社団法人 全国登録教習機関協会 事務局次長 柳川行雄

電話番号 03-3456-4787 FAX03-3456-1304

理事(専務理事)候補者・職務内容書

{公募対象の理事(専務理事)候補者ポストのミッション、求められる人材のイメージ}

当協会は、クレーンの運転その他の就業制限業務に従事する者の技能及び労働安全衛生の確保を図るため、登録教習機関が行う技能講習、実技教習等の内容の充実向上及び労働安全衛生教育に係る制度、知識等の普及に努め、もって労働災害の防止に貢献するとともに、労働者をはじめとする国民の健全で安全な生活に寄与することを目的とする法人であり、社会的な責任を負っている。

理事(専務理事)候補者(常勤)は、当協会の事務局を掌理する重要なポストとして、会長及び副会長の職務を補佐し、当協会の事務を執行する職務を担う。また、理事(専務理事)候補者(常勤)は、当協会の業務を決定し、執行する意思決定機関である理事会等の運営を行う重要な任務を果たさなければならない。

このようなことから、当協会の事務執行の中心的な役割を担う理事(専務理事)候補者(常勤)は、経営、会計、人事、労務管理及び対外的な折衝業務に関する豊富な知識と経験を有していることはもとより、特に労働安全衛生教育に関する関係法令(例えば、労働安全衛生法等関係法令)、制度等に精通し、公正・中立で、人格高潔な人材であることが求められている。

1.法人名

一般社団法人 全国登録教習機関協会

2.法人の業務内容等

当協会は、昭和 55 年 11 月に所管の労働大臣(現厚生労働大臣)からの許可により設立された社団法人であり、当時、社団法人全国指定教習機関協会と呼ばれていた。その後、平成 15 年 12 月より、公益法人に係る改革を推進するための関係法令の施行により、技能講習、実技講習等を行う機関が指定制度から登録制度に移行したため社団法人全国登録教習機関協会と名称を変更している。

また、内閣総理大臣の認可を得て平成 24 年 7 月 2 日より、特例民法法人から一般社団法人に移行した。

当協会は、設立以来、全国に公益(一般)法人系、メーカー教習所系、自動車学校系、技能講習センター系の会員をもつ全国組織として、会員の健全な発展を支援するため、実施管理者、講師等の育成のための研修の実施、研修教材の開発・提供、調査

研究の実施、登録教習機関に対する情報の提供、指導・援助の実施、教材・資料の提供等を行っている。

会員は、現在 148 機関であり、傘下の教習センター等は 395 機関である。

また、年間約 238 百万円の規模(平成 27 年度予算ベース)、職員は、9 名(平成 28 年度)である。

3.任期

平成 28 年 8 月 26 日から平成 29 年 8 月の定時総会までの間

4.職務内容

- (1) 会長及び副会長を補佐し、当協会の重要な経営方針及び事業計画の立案に係る理事会の運営に従事し、協会全体の事務に関する総合調整を行い、収支の改善と運営の安定化を図る任務を担う。
- (2) 関係行政機関との折衝事務を行う。

5.必要な資格、経験等

- (1) 当協会の運営改革に積極的に取り組む意欲を有し、法人の経営、会計、人事、労務管理等に関する十分な知識・経験を有していること。
- (2) 一定程度の組織・規模を有する民間法人等の重要な管理職等として、マネジメント能力、企画立案能力、強いリーダーシップ、対外折衝能力を発揮してきた実績を有していること又はこれと同等の職務経歴を有していること。
- (3) 当協会の主要な業務の趣旨と現状を十分に理解し、その課題の発見と解決の方法を図るために必要な素養として、登録教習機関制度と関係法令に係る知識と経験をすでに有していること。
- (4) 人格高潔で、心身ともに健康であること。

6.欠格事項等

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)第 65 条(役員(資格等)の規定する者に準ずる。

7.勤務条件

- (1)勤務形態 常勤
- (2)勤務地 協会事務所
(〒108-0014 東京都港区芝 5-27-14 小川ビル 6F)
- (3)勤務時間等 通常勤務時間、9 時 00 分～17 時 00 分
土曜日、日曜日及び祝日は、休み。

休暇制度あり。

- (4)給与 年収約 800 万円～950 万円(理事会で決定)
- (5)福利厚生 健康保険(協会健保)、厚生年金、健康診断(年 1 回)
- (6)その他 当協会の規程等の定めるところによる。